

山梨県富士山科学研究所における研究データの保存等に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、山梨県富士山科学研究所における研究活動上の不正防止等に関する規程第3条第6項に基づき、保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

2. 保存を義務付ける対象

保存の対象となる研究データは、発表された研究成果の根拠となる研究資料等である。保存対象物は実験ノートなどの文書や数値データ、画像などの情報やデータである「資料」と実験試料や実験装置などの実体物である「もの」とする。表1に本ガイドラインで対象とするデータの類型と保存方法を示す。

表1 研究資料/試料の類型と保存方法

	データ等の種類	形式・形態	保存方法	検索/再利用の 利便性	保存に要する スペース	保存にかかる コスト
資料 (情報・データ)	デジタルデータ	電子データ	ハードディスク等 記録媒体	メタデータが完備 していれば容易	小	低
	アナログ資料	紙媒体資料等	ファイリング等	整理・保管方法 による	分量による	比較的low
試料等 (もの)	劣化しないもの	安定物質、標本等	単純収納	整理・保管方法 による	分量による	比較的low
	劣化するもの、 保存に特別な措 置を要するもの	不安定物質、反応 性物質、生物試 料、貴重標本等	特殊環境での 収納	保存方法による	特殊設備等を 要する	高

参考資料 日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」平成27年3月6日より

3. 保存期間

- (1) 研究データのうち、文書、数値データ、画像等の「資料」の保存期間は、原則として、論文や報告等の成果発表後10年間とする。電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存すること。なお、その他紙媒体の資料等についても、少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 研究データのうち、試料(実験試料、標本)や装置等、「もの」の保存期間は、原則として、論文や報告等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの(例:

不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料) や、保存に多大なコストがかかるもの(例: 生物系試料) についてはこの限りではない。

- (3) 本ガイドラインは、最低限保存する期間を示すものであり、当該論文等が世界的に極めて顕著な研究成果である場合や長く保存することが可能である場合等については、本ガイドラインに定める保存期間にかかわらず、必要に応じ、保存期間を延長できるものとする。
- (4) 本ガイドラインに定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

4. 研究責任者の管理責任

個々の研究者が実践すべき研究資料および試料等の保存について、研究部局の長は、研究活動の健全性が担保されるよう、適切な教育・指導と環境整備に努めるものとする。また、保存すべき研究データの担当研究者および所在、保存期間、方法等について把握し、管理を行うこととする。

5. 退職等の取扱い

研究責任者は、研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる保存すべき研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておくこと。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講ずること。

6. 開示等

研究者及び研究責任者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責務を負うものとする。

7. その他

社会学分野の調査データや臨床分野の診察データ、ヒトのゲノム情報、個人データ等、その取扱い及び保存期間等について法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とする場合には、当該研究データ等についてはそれらの規制等の定めに従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して研究資料等もしくは成果物等の取扱いについて資金提供機関もしくは研究資料等の提供機関との取り決めや契約等がある場合にはそれに従う。

8. 実施

このガイドラインは、令和2年1月16日から実施する。